

## 第2 法律用語検討結果

### 1 公訴事実，冒頭陳述

#### 公訴事実

検察官が裁判を求める事件の要点で，裁判の初めに検察官が朗読する「起訴状」に書かれている。

#### 冒頭陳述

検察官が描いた事件のストーリー

#### 論点 「犯罪事実」か，犯罪の「骨格部分」か，犯罪の「要点」か

- ・ 「事実」という言葉は，一般に「真実」と理解する人が多い。この誤解を避ける必要がある。
- ・ たとえば「検察官主張の」事実だと言っても，「それが真実だ」と捉えられる可能性が高い。

「これから事実を判断するのが刑事裁判だ」ということを理解してもらうためにも，できるだけ「事実」という言葉は避けるか，その使い方には十分注意を払う必要がある。

- ・ 「骨格部分」とすると，骨格部分とそうでない部分の区別の問題が生じる。
- ・ 犯罪の「中心」と言い換えても，同様である。
- ・ 「要点」とすれば，中心と枝葉の違いが問題にならないのではないか。
- ・ 市民の側も，裁判では様々な事実に関して判断するものだとの認識を持っているのではないか。とすれば，様々な事実の中の「要点」とすれば理解できるのではないか。

#### 論点 求めるのは「裁判」か「審判」か

- 1) 「裁判」という言葉を，どのようなものとしてとらえているか。
- ・ 法律家の認識は，「裁判所の判断」(狭義の裁判)。

---

「公訴事実」についての発話調査結果・分析はP. 55～P. 57を参照のこと。

- ・ 市民は、「裁判の過程すべて」(広義の裁判)。
- 2)「審判」ではどうか。
- ・ 審判とは、「審理及び判決」のことをいう。刑事裁判では審判という手続はないため、法律家は、刑事裁判でこの用語を使うことに抵抗感がある。
  - ・ 一般市民がイメージするのは、「最後の審判」やスポーツの「アンパイア」等の一般用語的なものになるのではないか。

法律用語の説明としては審判より、裁判の方がなじみやすく、わかりやすいとされた。

**論点 「検察官が主張する」ものであることを明記するか**

- ・ 一般には、「公訴事実」が刑事裁判における概念だという認識がほとんどなく、刑事と民事を区別している人は少ない(発話調査結果から)。
- ・ 検察官が公訴事実を出し、審理の対象を設定するという点に重きを置いて、主語を検察官として入れるほうが良い。
- ・ 日本の刑事裁判は、検察官の起訴により裁判が始まるし、また、裁判の対象も、検察官が全て設定する。裁判の舞台を設定する役割は検察官だけが負うということが理解できるような説明にしたい。

**論点 公訴事実とその他の検察官主張の事実とをどう区別するか**

- ・ 「刑事裁判の始めに」を入れる。

**議論 冒頭陳述と公訴事実の違いをどう説明するか**

- ・ 冒頭陳述は、その事件の内容を膨らませたもので、事件のストーリー。検察官が描く「事件のストーリー」として対比させるとわかりやすい。

## 2 証拠， 証拠の取調べ

### 証拠

事実があったかどうかを判断するための材料になるもので，証人，鑑定人，書類や物などがあります。

### 証拠の取調べ

法廷で証拠を調べることです。

その「証拠」とは（上記の説明）。

### 論点 主語の問題

- ・ 取調べの「主体」として主語を明記する必要があるか。
- ・ あるとしたら，「裁判官」とすると，「裁判員」が含まれない。

裁判官と裁判員を統合した，「裁判体」と言った総称が必要になるのではないか。

ここでは「証拠の取調べ」の内容と意義を説明する視点が重要なので，主語ははずすこととした。

### 論点 「証拠」の具体例の必要性

- ・ 一般には「証拠」でイメージするものは「物」であり，証人調べもこれに含まれることは理解されていない。

証拠の例示が必要である。

### 論点 単に「事実があるかないか」という表現を選択した理由

- 1) 「犯罪事実」「犯罪を構成する事実」「起訴状記載の事実」としなかった理由

量刑に関する事実なども証拠調べの対象になる。

- 2) 「検察官主張の事実」としなかった理由

---

「証拠，証拠の取調べ」についての発話調査結果・分析はP.58～P.60を参照のこと。

弁護人が主張する事実もある。

しかし、本来刑事裁判は、検察官主張の事実の存否を判断する手続きであり、裁判員に、別途『立証責任は検察官にある』という大原則を理解してもらう必要はある。

### 3 証拠能力

「証拠能力がある」ということは、法廷で証拠として取調べてよいということ  
しかし、取調べた結果、本当にそれが信用できるかどうかは別問題です。

証拠能力があるか否かについては、裁判員に判断権限はないが、意見を聞かれる可能性はあるため、理解してもらう必要がある。

#### 論点 証拠能力と証明力の違い

- ・ 一般には、「証拠能力がある」というだけで、「信用度が高い」ことを意味すると考えてしまう可能性がある。
- ・ 「証拠能力と証明力の違い」「証拠能力はあるが、証明力がない場合がある」ことを念頭において説明する必要がある。

#### 論点 概念が抽象的である

- ・ 証拠能力という概念は抽象的だから、それを定義的に説明することは大変むずかしい。

用語集には、わかりやすい例を2, 3あげる必要があるとされた。

---

「証拠能力」についての発話調査結果・分析はP. 61～P. 64を参照のこと。

## 4 自白、自白の任意性

### 自白

自分が犯したことについて自ら話すこと

### 自白の任意性

脅かされたり、だまされたりすることなく、自らの意思で自白すること  
なお、『任意性のない自白』は、証拠とすることができない。

(裁判員への説明)・・・たとえば冒頭陳述で

「『任意性』があるかどうか争点です。任意性とは・・・」  
という説明より、

「**検察官が提出する警察段階の調書は、の経過で(たとえば「誰々に脅かされて」)  
作られたものだから、証拠になりません**」

と説明したほうが良い。

(自白の任意性という「用語」を使わずに「内容」を説明する。)

### 特徴と問題点

1. 「自白」はよく知られた言葉であるが、この言葉に対する一般的な認識は、法律用語とずれがあることを十分に理解しておく必要がある。
2. 一般的な認識とは  
そもそも「自分の意思」である。「自分の意思に基づかない」自白があると言う考え方が、理解しにくい。

**「任意」でないものは「自白」とは考えないし、自白が「信用できない」という発想も理解しにくい。**

「自ら進んで、犯したこと全てを話す」という印象がある。自分のバージョンのストーリーを語るというイメージである。

**「一部の自白」という概念が、理解しにくい。**

---

「自白、自白の任意性」についての発話調査結果・分析はP. 65～P. 67を参照のこと。

### 法廷で使用する場合の注意点

- ・ 「自白は、まず任意性・信用性に疑いを持って見るもの」という弁護人の発想は通用しないことを十分に理解した上で、「自白」という言葉を使う必要がある。
- ・ 一部自白を全部自白と誤解されないよう、一部自白については、「認めている事実」を必要に応じて特定して話す必要がある。

## 5 合理的疑い

証拠に基づいて、皆さんの常識に照らして有罪であることに少しでも疑問があったら、有罪にはできません。そのような疑問が残っていたら、無罪にしなければなりません。

(注：裁判員に対しては「合理的疑い」という言葉を使用しないのが望ましい。)

### 前提 この用語が使われるのはどのような場面か

- 1) 裁判が始まる前に、裁判官が裁判員に対し、その任務を説明するとき
- 2) 弁護人の最終弁論
- 3) 評議の中で、十分な証明がされていると判断できるかを検討する場合

### 論点 「定説」がない

- ・ 「合理的な疑い」については定説がないため、既に定まった概念を前提に、言い換えや説明案を検討することができない。
- ・ まず、「どのような条件があれば有罪を認定していいか」について、日常的な言葉で表現すればどうなるかを考える必要がある。
- ・ 定説がない理由

実質的にどれくらいの確からしさを求めることが適切なのかについて、厳密な論証ができていない。

有罪について、高い「確からしさ」を求めることで、冤罪を防げる。他方、真犯人でも無罪になる可能性がある(間違った無罪と間違った有罪)。

基準の設定によって、間違った無罪がでる場合と、間違った有罪がでる場合がある。その基準を、「間違った有罪を出さないもの」に限りなく近くするのがこの「合理的疑い」であるが、その基準を言葉で表現することは難しい。

わかりやすいのは、「何パーセントぐらいの確かさがあればいい」と数値で表す表現であろう。しかし、たとえば95パーセント、99パーセントと言われても、具体的な疑問の程度を数値化することはできないので、結局は基準としては不明確である。

---

「合理的疑い」についての発話調査結果・分析はP.68~P.70を参照のこと。

(参考)

「訴訟上の証明は、通常人であれば誰でも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得させるもので足りる」(昭和23年8月5日 最高裁第一小法廷判決 刑集2・9・1123)

#### 論点 用語そのもののわかりにくさの原因は何か

- ・ 一つの文脈の中で使われて意味を持つ言葉であって、概念としてこの用語一つで完結していないため、この言葉自体を説明することは難しい。  
(使用例)
  - a. 「合理的な疑いが残る場合は、有罪にすることはできない」
  - b. 「合理的な疑いが残る場合は、無罪にしなければならない」
  - c. 「有罪にするには、合理的な疑いを超える証明が必要である」
- ・ 一般の感覚では、「疑い」とは「犯人らしい」という疑いであり、これはマイナスのイメージを持つ言葉である。しかし、合理的な疑いがある場合は「無罪」、すなわちプラス・イメージの結論とすべきだとするのであるから、一般の語感とのねじれが生じている。このため、上記の使用例のような説明そのものが、一般に理解しにくいものとなっている。
- ・ 特に、多用される使用例 a. は二重否定であり、意味するところがより理解しにくい表現となっている。

「疑い」を「疑問」とすれば、プラスのイメージがあり、混乱しないのではないか。

#### 論点 「合理的」という言葉をどう置き換えるか

- ・ 語源は英語の reasonable doubt であり、「beyond a reasonable doubt」を「合理的疑いを超えて」と直訳された。
- ・ 外来語として日本語になっている「リーズナブル」は、「ほどほど」、「適切な」という意味で使うことが多いが、reasonable は「常識のある」という意味を持つ。reason は「理性」、reasonable man は「常識的な人」というニュアンスである。
- ・ そもそも合理的、不合理という言葉は、日常用語として身近に使用する人はあまり多くないのではないか。
- ・ 法律家は、「合理的疑い」という言葉を使用することを前提に、それをわかりやすく言うことを議論しようとしているが、言葉そのものがわかりにくいとすれば、それを言い換えることも必要である。たとえば、「常識的な疑問」という用語はどうか。

「合理的」は「常識的」という表現に置き換える。

**論点** 「常識的に疑問がある」を、よりわかりやすく言うと

たとえば

- ・ 「犯人であると断言することにためらいを感じる」
- ・ 「つじつまが合わない」
- ・ 「気になる点を残さない」・・・カリフォルニアで使われている abiding conviction に通ずる。

**論点** 「常識」とは一般人の常識か、個々人の常識か

- ・ 「誰を基準とするのか」については、従来2説があった。 事実認定者個々人と、 一般人を基準とすべきとするものである。
- ・ 裁判官のみが判断する裁判では、「合理的疑い」は判決において示されることになり、それ自体が社会的説得性を持つ必要がある。「（法律の専門家ではない）自分の両親を思い浮かべ、説明して理解してもらえるかを念頭におきながら判断する」との裁判官の話がある。これは「一般人を基準とする」という考え方に通じるものとも言えるし、また自分の判断の一般的通用性を慮った態度と言うこともできる。
- ・ 「万人に共通する常識」というものも存在しない。「常識」とは、個々人が「これが常識」と考えているものであって、「自分固有の価値基準」そのものではなく、その人の価値観を基礎にしながら「社会の多くの人はいこう考える」と判断しているものである。しかし「あなたの常識」とすることで、「恣意」とは異なることがイメージできるのではないか。
- ・ 証拠を評価する場合、たとえ裁判官であっても、法律専門家ではない市民であっても、自己の価値観や経験から判断することは基本的に変わりはない。万人に共通な抽象的な「一般人」というイメージが存在しない以上、自己を離れて「一般人」をイメージして判断するということが、困難なことである。
- ・ 裁判員裁判では、様々な価値観を持った市民と裁判官が、それぞれの意見を言い合い、それを相互に検討して結論に至ることになる。議論を重ねて、他の意見が正しいと考えるに至れば自説を撤回し、あるいは異なる意見に説得性がないと思えば自説を維持する、という過程を経ることになる。多様な価値観を持った9人が、全員一致を目指して評議することにより客観的に妥当な結論を導きだし、より社会的納得性のある判決に至ることが、裁判員制度の眼目である。そうであれば、裁判員に「一般の人はどう考えると思いますか」と問うのではなく、「あなたはどうか

考えますか」と、まさに個々人の基準による意見を求めるべきであろう。裁判員には、裁判が個々人の恣意に委ねられてはならないことも理解してもらい、真剣な評議を期待したい。

### 裁判員個々人の常識により判断する。

#### 各場面における説明例

説示の一例（裁判官）

「皆さんが証拠に基づいて判断して、被告人がまちがいに犯人であることが確実であると言えなければなりません。もし有罪らしく見える証拠があったとしても、皆さんの常識から見て犯人でない可能性が残る場合には、それは『確実』とは言えません。」

弁論の一例（弁護人）

「証拠を見て、証拠に基づいて、皆さんの常識に照らして『有罪であること』に少しでも疑問があったら、これは有罪にはできません。検察官が、皆さんの常識で『無罪ではないか』という疑問が残らない程度に証明しなければ、有罪の判決にはできないのです。」

「裁判員の皆さんは、『有罪か、無罪か』という結論を決めるということにこだわる必要はありません。皆さんの常識に照らして証拠を検討した結果、検察官が証明しようとしていることについて、少しでも疑問があれば、皆さんは無罪の評決をしなければなりません。皆さんは有罪か無罪かを決めるのではなくて、『疑問があるか、ないか』を判断すればよいのです。有罪と無罪を分けるのは、この点です。」

評議の中で（裁判官）

「証拠について、気になる点はありませんか。つじつまがあわないと思うところはありませんか」という問題提起をして、それぞれの考え方を聞いていくと「疑問」を引き出しやすいのではないかと。

## 6 刑の量定

有罪の被告に科す刑罰の種類と重さを決めること  
( 刑罰の種類については、懲役・禁固などの具体例をあげる。)

### 論点 そもそも裁判員に対して、量定という言葉を用いる必要があるのか

- ・ 条文上、裁判員の権限として「刑の量定」が明記されているため、裁判員の職務を説明するときには必要となる。
- ・ 評議の場合は、単に「刑の種類と重さを決めましょう」と言えばわかりやすいのだから、そこで量刑という用語の説明をする必要はないと思われる。

### 論点 「刑罰の程度」か「刑の重さ」か

- ・ この場合の重さというのは、重い・軽いを対比したときの「重い」ではなくて、「軽重」という意味である。日常語としては、「程度」と言うより、この「軽重」という意味での「重さ」を使用の方がなじみやすいと思われる。

### 論点 「量刑」と「量定」はどう違うか

- ・ 「量定」は、動詞的な意味合い。
- ・ 「量刑」は、名詞的な意味合い。「量刑する」という使い方はない。
- ・ 刑の重さを決める行為を意味するだけでなく、決まった刑の重さを指す場合もある。

例) 量刑は懲役3年だった。

---

「刑の量定(量刑)」についての発話調査結果・分析はP.71~P.73を参照のこと。

## 7 未必の故意（確定的殺意 未必の殺意 認識ある過失）

### 確定的殺意

殺そうと思って、・・・した。

### 未必の殺意

（必ず殺してやろうとまで思っていなくても）死ぬなら死んでもかまわないと思っ  
て、・・・した。

### 認識ある過失

死んでもかまわないと思ったわけではないけれども・・・した。

### 特徴と問題点

1. 「未必の故意」は、一般的には知られていない専門用語。
2. 刑法学的・専門的な抽象化した概念なので、予備知識を期待せず、言い換えまたは説明することが必要である。

### 法廷でどのような場合に使用されるか

- ・ 特に殺人事件で、「故意が認められるか」という論争として登場するケースが多いと予想される。故意にあたるかどうかは「事実認定」であるから、裁判員の判断事項である。
- ・ 弁護士・検察官は、冒頭陳述・最終弁論においてこの用語を使用するだけでなく、それを前提にした証人尋問などを行うことになる。
- ・ 裁判官は、評議においてこの用語を説明し、事実認定を進めることになる。
- ・ 確定的故意が認定できない事案において、「これを殺人罪として処罰することが適切かどうか」の判断を、この概念に該当するかどうかで決めることになる。

### 説明方法について

- ・ 説明は、抽象化された「未必の故意」ではなく、各事件における具体的な罪、たとえば殺人罪に基づき「未必の殺意」として説明する方がわかりやすい。
- ・ 「認識ある過失」「確定的故意」との対比で説明すると、理解されやすい。

---

「未必の故意」についての発話調査結果・分析はP.74～P.76を参照のこと。

## 8 教唆する

他人をそそのかして犯罪をやる気にさせること

### 特徴と問題点

1. 言葉自体は一般用語としても使われており，それほど難解ではない。
2. しかし法律用語としては，  
教唆犯が処罰されるのは，主犯が成立する場合であるが，特別法でその例外が定められている場合も処罰対象となること。  
教唆犯に近い概念に「共謀共同正犯」があることなど，厳密さを求めると，詳細な説明が必要となる。

### どのような場合に法廷に出てくるか

#### 1 教唆を受けて実行行為をした人が起訴された場合

例) 殺人事件実行行為者の裁判の際に，「誰々の教唆のもとに，殺人を犯した」と説明される。

#### 2 教唆自体が処罰の対象になっている場合

例) 殺人教唆で起訴され，「誰々を教唆して」と説明される。  
この場合には，どのような場合に教唆犯が処罰されるのか，法律的な説明が必要になる場合がある。

#### 3 共犯（共謀共同正犯）で起訴され，教唆だとして争う場合

例) 「（共犯ではなく）単に教唆したに過ぎない」と主張する。  
この場合，教唆と共謀共同正犯の違いの説明は必要となろう。

### 論点 教唆犯が成立する場合を厳密にイメージして説明するか，教唆するという一般的な言葉の説明にとどめるか

- ・ 「教唆」という言葉が，上記のような場面と表現で法廷に現れるのであれば，法律上の教唆犯の成立条件を厳密にイメージして説明をする必要はない。一般用語としての説明だけで足りるのではないか。「主犯が実行行為を行った場合に処罰されるのだ」という説明は，かえって裁判員を混乱させるのではないか。
- ・ 共謀共同正犯との違いについては，それが問題となる場合に限り説明す

---

「教唆する」についての発話調査結果・分析はP. 77～P. 79を参照のこと。

れば良い。(この違いの説明の仕方は、別途検討する。)

裁判員が混乱しないように、教唆の一般的な用語の説明にとどめておくことにする。

**論点 教唆は、犯罪を実行させることか、犯罪をやる気にさせることか**

- ・メルクマールは、本人がやる気になって犯行を決意することで、そそのかして、やる気(その気)にさせること。
- ・被教唆者が着手したかどうかは、既に起訴段階でクリアされているので、裁判員への説明で重要なのは、「そそのかして、やる気にさせること」である。

## 9 正当防衛<sup>1</sup>，過剰防衛<sup>2</sup>

### 正当防衛

危害を加えてきた相手に対して，自分の身体や財産を守るために，その場でやむを得ず反撃すること

(まわりの人間を守るために行う場合も含む。)

### 過剰防衛

危害を加えてきた相手に対して，自分の身体や財産を守るため，その場でやむを得ず反撃したが，その程度が行き過ぎたもの

### 特徴

1. 「正当防衛」は，言葉としては大変よく知られており，正確と言わないまでも市民の多くはイメージを持っている。用語そのものを置き換えてしまう必要はない。
2. 「急迫不正の侵害」に対する反撃であるという要件や，自分に対する侵害だけでなく第三者に対する侵害も含むことなどを，正確に伝える必要がある。
3. 基本的な説明の枠組みを作成しておいて，必要な場面で，具体的な説明を追加するとよい。

### (正当防衛について)

#### 論点 「急迫・不正の侵害」とは

- ・ 「他人の不正な行為」だけでは足りず，「急迫」とのコンビネーションが必要とされることを理解してもらう必要がある。

#### 『急迫』をどう説明するか

候補となる言葉

「差し迫った」「切羽詰まった」「その場で」

<sup>1</sup> 「正当防衛」についての発話調査結果・分析はP. 80～P. 84を参照のこと。

<sup>2</sup> 「過剰防衛」についての発話調査結果・分析はP. 85～P. 87を参照のこと。

- ・ 「差し迫った」は、差し迫った期限、差し迫った事情、など、日常語として幅広い使い方をされている。危険や危害に限定された表現ではない。
- ・ 「切羽詰った」は、差し迫り方が強い印象を与えるため、切羽詰った状況が極端な場合にだけ限定されすぎる危険性があるのではないか。
- ・ 「その場で」という表現は、場所という空間的把握だけでなく、時間的把握、つまりある行為が起きている場面で、その行為が行われている限りにおいてという意味が伝わる。正当防衛の成立要件である「急迫性」にもっとも近いニュアンスを持ち、理解されやすいのではないか。
- ・ 反撃は直ちに行われるものである必要があることから、「危害を加えてきた相手に・・・」という進行形の表現を使えば、「今まさに起きていること」という急迫のニュアンスが伝わる。

**「危害を加えてきた相手に対してその場で反撃すること」とする。**

#### 論点 守る対象について

正当防衛は、自己だけでなく他人に対する不正な侵害についても成立するし、「権利」(＝身体だけでなく財産や名誉などの権利も)が保護の対象となる。

- ・ 「権利を守る」と言う言葉で、「身体・財産」というイメージは伝わりにくい。
- ・ 一般には、「権利を守る」とは、時間的に継続しているもの、幅のあるものを想像するため、そのようなものに対する「急迫」の侵害と言うことが理解しにくい。
- ・ 他人に対する侵害についても、第三者が防衛行為を行えることは一般にはあまり知られていない。しかし一つの文に入れるとわかりにくいので、補足的に説明する方が良い。事案の多くは、自分を守る場合である。

「身体や財産」は具体的に明記し、「まわりの人間を守るために行う場合も含む」ことは別文にする。

「名誉」など身体・財産以外の権利については、一般的な説明には取り込まず、それが対象となる事件において具体的に説明する。

#### 論点 防衛の相当性、防衛の程度の問題

刑法の基本的な概念の問題で説明は難しいが、防衛が妥当な範囲であるかは過剰防衛との関係でも裁判員の重要な判断事項となる。特に一般常識、一般人の感覚が意味を持つ場面である。

正当防衛と過剰防衛の境界を念頭におきながら検討する必要がある。

- ・ 「防衛のための行為」であることを示す言葉としては「**反撃する**」が適当。
- ・ 「他に手段がない」「避けるために他に手段がない」「他に選択肢がない」というニュアンスを伝えるために、「**やむを得ず反撃する**」としてはどうか。
- ・ 「その被害を避けるために・・・反撃する」とする必要があるか。

「やむを得ず」には、防衛の目的、つまり自分の権利を守るためという意味が含まれるので、必要ない。

(参考) やむを得ずにした行為とは「自己又は他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち反撃行為が急迫不正の侵害に対する防衛手段として相当性を有することを意味」する(昭和44年12月4日最高裁判決 刑集23・12・1573)

## (過剰防衛について)

**論点** 「正当防衛として行われたが、実は防衛の程度を超えていた」(広辞苑第五版)ではどうか

- ・ 「実は」という表現は、「結果的にそうなった」(事後的に判断して「過剰だった」とされる場合)というニュアンスであるが、過剰防衛には、「もともと過剰であることを認識していた場合」も含まれる。

「実は」を取ればよい。

**論点** 「防衛の程度を超える」というポイントをどのように説明するか

- ・ 正当防衛の説明では、「防衛」という言葉を避けたが、過剰防衛の説明で『防衛の程度』と出てくると議論が戻ってしまうことになる。
- ・ 過剰防衛は、正当防衛の「『やむを得ず』の要件が欠ける場合」、あるいは「『やむを得ない程度』を超えた場合」、「『やむを得ない程度』よりもやりすぎた場合」ということである。「本来正当防衛としてやったことが、反撃が行き過ぎていた」というイメージである。

「行き過ぎた反撃をした場合」とする。

条文には「防衛の程度を超えた場合」とされているが、これは必ずしも「相手からの危害」と「自分のした反撃」がイコールでなければならぬと厳密には要求されておらず(平成元年11月13日最高裁判決 刑集43・10・823)、多少の行き過ぎは認められる。単純な大小関係とは少し異なり、「相当な程度を超えた」という意味である。日常用語で言えば、「それは行き過ぎだ」、「それはやり過ぎだ」という感じである。

「反撃の程度が大きすぎた場合」、「反撃が強すぎた場合」とするか。

- ・ 反撃が強い・弱いという比較ではなく、バランスがどうかが問題である。

「程度が行き過ぎたもの」とするほうが良い。

## 10 反抗を抑圧する

暴行や脅迫によって、肉体的あるいは精神的に、抵抗できない状態にすること  
(被害者が抵抗したけれども、最終的には抵抗を封じられた場合も含む。)

### 特徴

#### 1. 一般的に理解される内容

(反抗について)

- ・ 「ハンコウヲヨクアツ」と耳で聞いたときに、「抑圧」はイメージできても、ハンコウは漢字を思い浮かべることができない。「反抗」ではなく、むしろ「犯行」を思い浮かべるのではないか。
- ・ 一般的な用法としては、若者の反抗、ブルジョワジーの反抗、親への反抗、国家への反抗というように、主語や対象が大きな概念のものが多い。
- ・ 一般的に、反抗は「やってはいけないこと」という**マイナスのイメージ**がある。

(抑圧について)

- ・ 自分の抑圧、女性の抑圧、市民の抑圧というように、限定された使い方を**する**。
- ・ この言葉も、「良くないこと」という**マイナスのイメージ**がある。

#### 2. このような2語が「連語」となっている結果生ずる理解のしにくさ

- ・ 発話調査の結果、法律用語として正しい理解はほとんどされていない。
- ・ それぞれ日常的になじみのある言葉であるにもかかわらず、これが「連語」になっているため、結果として何を意味するか大変わかりにくい。
- ・ マイナスのイメージを持つ言葉が連語となっていることで、結果的に、「反抗を抑圧する」のは「良いこと」(プラス)であるかのような印象を受ける。

### 論点 日常の用法との違いをどう解決するか

- ・ 「反抗を抑圧する」の「反抗」は、本来人がやって良いこと、つまり暴行脅迫に対する抵抗や、自分の身を守ることを意味する。しかし上記の

---

「反抗を抑圧する」についての発話調査結果・分析はP. 88・P. 89を参照のこと。

ように、一般的には、否定すべきニュアンスを持っている。・・・言葉のねじれ現象

- ・ 耳から聞くと、「反抗」ではなく「犯行」をイメージしてしまう。これは、「聞くこと」によって判断する裁判員裁判には不向きな言葉ということになる。

「反抗」という言葉は使わない方がよい。

#### 論点 「反抗」をどのような言葉に置き換えるか

- ・ 抵抗、対抗、防衛などの「身を守る」という意味を持つ用語を使用する方がよい。とりあえず、抵抗が好ましいか。

「抵抗」と「反抗」という言葉に対するイメージ調査を行い、確定するのが望ましい。方法として、それぞれの用語の「目的語」にどのようなものが来るのかを調査することが考えられる。

#### 論点 法律上、「反抗を抑圧する」には、2つのパターンがあるが、一般の感覚ではその一つを排除してしまう可能性がある

2つのパターンとは

##### 1) 結果として被害者の抵抗行動がない場合

抵抗しようという気もおきない、または抵抗したくてもできない場合。

##### 2) 被害者の抵抗を抑えつけるなどして排除した場合

抵抗はしたが、無理やり抑えつけられたという場合。

- ・ 裁判員は、上記2)について、「抵抗行動はあるのだから、反抗を抑圧していない」と考える可能性があるのではないか。
- ・ 対応策
  - その1 2のパターンとも取り込めるような言い換え、説明をする。
  - その2 2つのパターンに応じて、表現を使い分ける。
  - その3 補充説明をする。

反抗抑圧は判例上確立されてきた概念で、条文上の文言ではないので、いずれか柔軟対応することはできると考えるが、別々に説明することで、この用語が定義していたものの範囲が、曖昧になり漠然と広がってはな

らない。

2つのパターンを取り込んだ説明を基本とし、誤解を招かないため補充説明を加える。

**論点 強盗と恐喝のメルクマールとして、基準を明確にする必要がある**

- ・ 単に「抵抗できないようにして」では、成立範囲が広がる可能性がある。
- ・ 抑圧する方法を、例示するとわかりやすい。

「暴行や脅迫などによって」

- ・ 「抵抗できない場合」には、精神的に抵抗を断念する場合も含むことを明示した方がよい。

「肉体的あるいは精神的に」